

令和6年1月1日

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証【マイナ保険証】として利用できます。

当院は、オンライン資格確認について、下記◇の整備を行っており、令和5年4月1日から、月1回に限り、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定いたします。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

【初診時】

従来の保険証での受診 変更前 6点→**4点**

【マイナ保険証】を利用し、薬剤情報・健診結果の取得に同意をした場合 2点

【再診時】

従来の保険証での受診 変更前→**加算対象外**

【マイナ保険証】を利用し、薬剤情報・健診結果の取得に同意をした場合
どちらの場合も加算の対象外となります。

【マイナ保険証】（マイナンバーカードの保険証利用）で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

院 長